

社会福祉法人希望（のぞみ）福祉会定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

保育所さくらキッズ保育園の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人希望福祉会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事業所の所在地）

第4条 この法人の事務所を京都府向日市上植野町南開60番地1に置く。

第2章 役員及び機関

（役員と機関）

第5条 この法人には、下記の評議員及び役員並びに機関を置く。

役員

- （1）評議員
- （2）理事
- （3）監事

機関

- （1）評議員会

(2) 理事会

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員（保育主任）1名、外部委員1名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支払うことができる。

(評議員会の構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書の）承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は、監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに上記第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事候補者の合計数が法人役員定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することができる。

(評議員会の議事録)

第15条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 出席した評議員から選出された議事録署名者2名は、議長とともに前項の議事録に記名押印する

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長とする。
- 3 理事長以外にも理事を、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は、監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、定款で定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または、職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、または、これに堪えないとき。

(役員報酬)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額80万円の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く

- 2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下施設長等という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(理事会の構成)

第24条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第25条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解雇

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）

第28条 理事会の議事については、法令で定めることにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

（理事長の職務の代理）

第29条 理事長に事故のあるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

第3章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - （1）京都府向日市上植野町南開60番地1、61番地所在の
 - （2）木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき二階建さくらキッズ保育園園舎
 - 1階 140.84平方メートル
 - 2階 55.08平方メートル
 - （3）京都府向日市上植野町南開60番1所在のさくらキッズ保育園 敷地（135.21平方メートル）
 - （3）京都府向日市上植野町南開61番所在のさくらキッズ保育園敷地（231.62平方メートル）
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第31条 基本財産を処分し、または、担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、向日市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、向日市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

- 第33条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

- 第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認、理事会の決議を経て、評議員会の承認受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(決算)

- 第35条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、定時評議員会に提出し定時評議員会の承認を受けなければならない。各事務所に5年間備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなけれ

ばならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときには、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第41条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、向日市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

- 第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、向日市長の認可(社会福祉法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときには、遅滞なくその旨を向日市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、社会福祉法人希望福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | | |
|-----|-----|-----|
| 理事長 | 藤 田 | 千登勢 |
| 理 事 | 風 谷 | 千賀子 |
| 理 事 | 高 山 | 紀公子 |
| 理 事 | 藤 田 | 修 司 |
| 理 事 | 谷 | 久 雄 |
| 理 事 | 横 林 | 文 子 |
| 監 事 | 木 原 | 克 美 |
| 監 事 | 片 岡 | 平 |

- 附 則 平成23年10月15日 理事会変更決議
附 則 平成25年7月17日 理事会変更決議
附 則 平成29年2月4日 理事会決議

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第6条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

附 則 平成30年6月18日評議員会変更決議